

I 校内指導体制及び関係機関

(別紙1)

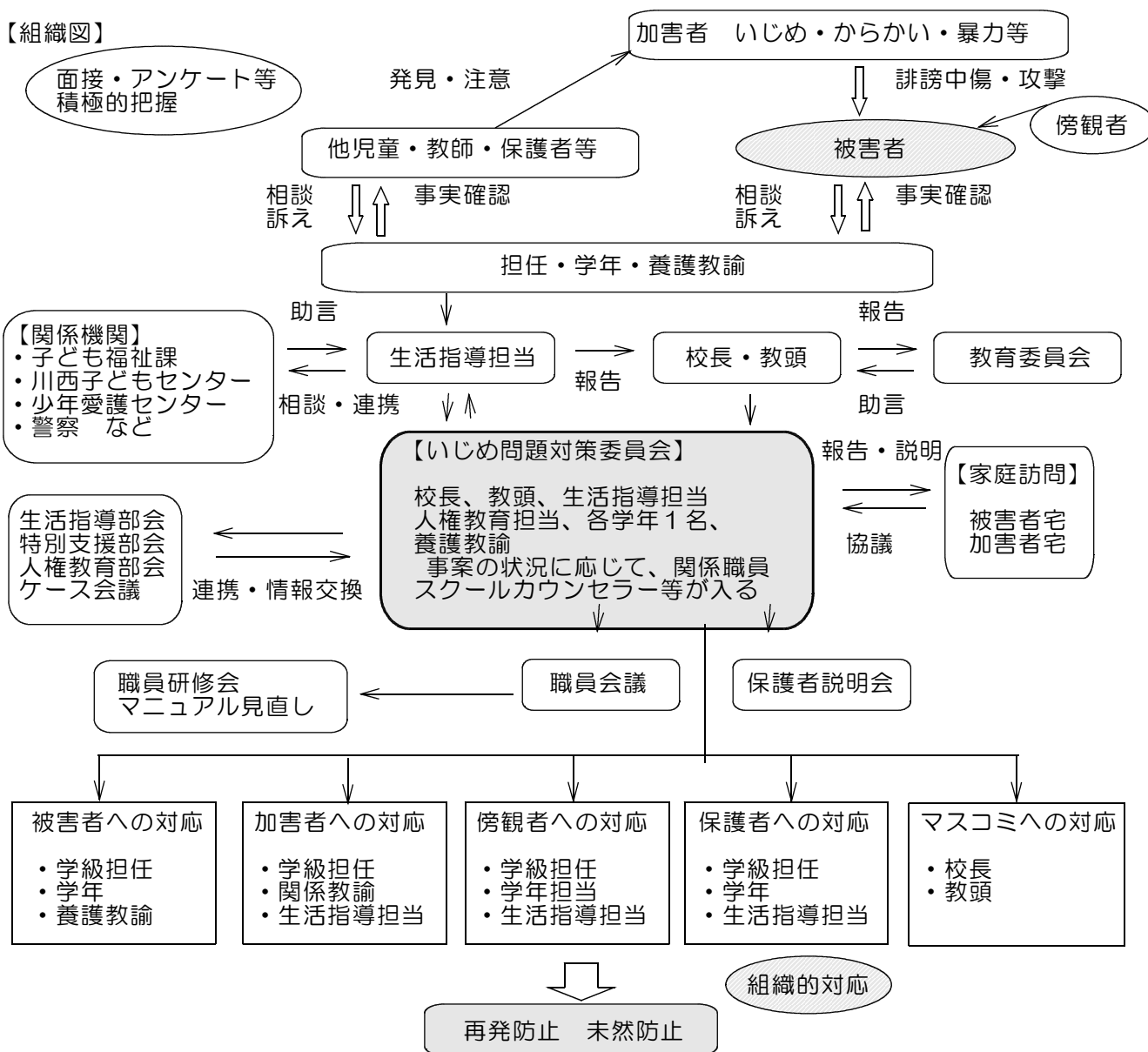
いじめ問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志をもって取り組む。また、教職員一人一人が、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取り組みを進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。

※対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」を参照

【いじめ問題対策委員会】

○校長、教頭、生活指導担当、人権教育担当、各学年1名、養護教諭で編成する。
 なお、事案の状況に応じて、関係職員及びスクールカウンセラー等を入れて編成する。
 事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てることもある。

【組織図】



温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生活指導等について気軽に話ができる職場の雰囲気も大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、さまざまな問題に対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。